令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）補助金

交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等に係る設備整備事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する医療機関等（県内の医療機関のうち開設者が国以外のもの。以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業は、「令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に基づき、第６条に定める事業計画書に記載されたものとする。

（対象者）

第３条　この要綱において、補助をうけることができる者は、令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）実施要綱に規定する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次のいずれかに該当する場合は補助の対象とならない。

ア　役員等（事業を行う者が個人である場合にはその者を、事業を行う者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補助対象期間）

第４条　この補助金の対象とする期間は、令和５年１０月１日から令和６年３月３１日までとする。

（交付申請書の様式等）

第５条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）

第６条　前条の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）事業計画書（別紙１）

（２）所要額調書（別紙２）

２　規則第４条第２項第１号及び第２号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

３　規則第４条第２項第５号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

（１）当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

（２）その他参考となる資料

（交付額の算定方法）

第７条　この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額を予算の範囲内において交付する。

（１）別表第１欄に定める事業区分ごとに、別表第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費に係る実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（２）（１）による選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第４欄に規定する補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（変更申請手続）

第８条　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第５条から第７条の規定に準じた手続により行うものとする。

　　この場合、申請書の様式は、様式第１－２号とする。

（交付の条件）

第９条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）事業に係る証拠書類等（電磁的記録による場合も含む）の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第１９条により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

　　　なお、この期間については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が定める期間を準用する。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、様式第５号により速やかに知事に報告しなければならない。事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに報告できないときは、令和７年５月３１日までにその旨報告しなければならない。

　　　なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

　　　また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（９） この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（10）この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

（11）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（12）下記の事業は、令和６年３月３１日までに次の条件を満たすこと。

　　　ア　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業においては新型コ

　　　　ロナウイルス感染症患者を受入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病

　　　　床数等の入力を行うこと。

　　　イ　外来対応医療機関設備整備事業においては新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績があること。

　　　ウ　新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療

　　　　体制確保事業においては疑い患者を診療した実績があること。

（交付決定通知書の様式）

第１０条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

（補助金の支払い）

第１１条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

　　ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払又は部分払をすることができる。

（状況報告）

第１２条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第１３条　規則第１３条の実績報告書の様式は、様式第３号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後３０日以内又は補助金申請日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までとする。

　　ただし、本交付要綱・実施要綱策定前において、事業が既に完了している場合等について、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）

第１４条　前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければばらない。

（１）所要額精算書（別紙３）

（２）事業実績報告書（別紙４）

（３）当該事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること）

（４）その他参考となる資料

（確定通知書の様式）

第１５条　規則第１４条の確定通知書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（補助金の返還）

第１６条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

２　知事は、前条に規定する補助金の確定の結果、補助金に不足を生じた場合であっても、不足額を支払わないものとする。

（その他）

第１７条　この交付要綱に定める補助対象事業については、第１条第２項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省・労働省令第６号）の適用がある。

　　附　則

　この要綱は、令和５年１０月２６日から施行する。なお、令和５年１０月１日から適用

　する。

別表（第７条関係）

| １　事業区分 | ２　基準額 | ３　対象経費 | ４交付率 |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業 | 知事が必要と認めた額（上限額）・初度設備費　　１床当たり　　　　　　 133,000円 | 令和５年１０月以降の入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費）及び備品購入費 | 10/10 |
| ・人工呼吸器及び付帯する備品　１台当たり　　　　　 5,000,000円・簡易陰圧装置　　１床当たり 　　　　 4,320,000円・簡易ベッド　１台当たり　　　　　　　51,400円・体外式膜型人工肺及び付帯する備品 １台当たり　　　　 21,000,000円・簡易病室及び付帯する備品　１式当たり　実費相当額　※　簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。・ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る。）　１医療機関当たり 　　　905,000円・ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション　１台当たり 　　　　　　205,000円 | 設備購入費等（使用料及び賃借料、備品購入費） |
| （２）外来対応医療機関設備整備事業 | 知事が必要と認めた額　（上限額）・ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る。）　１医療機関当たり 　　　905,000円・ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション　１台当たり 　　　　　　205,000円・簡易ベッド　１台当たり 　　　　　　 51,400円・簡易診療室及び付帯する備品　１式当たり　実費相当額　※　簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を提供する診療室をいう。 | 設備購入費等（使用料及び賃借料、備品購入費） | 10/10 |
| （３）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 | 知事が必要と認めた額（上限額）・初度設備費　　１床当たり　　　　　　 133,000円 | 令和５年１０月以降の疑い患者の入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費）及び備品購入費 | 10/10 |
| ・簡易陰圧装置　１床当たり 　　　　　4,320,000円・簡易ベッド　１台当たり　 　　　 　　51,400円・簡易診療室及び付帯する備品　一式当たり　実費相当額　※　簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。・ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機　（陰圧対応可能なものに限る）　１医療機関当たり　　 　905,000円・ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション　１台当たり 　　　　　　205,000円・救急医療を担う医療機関において、疑い患　者の診療に要する備品　１医療機関当たり 　　　300,000円・周産期医療又は小児医療を担う医療機関　において、疑い患者に使用する保育器　１台当たり 　　　　　1,500,000円 | 設備購入費等（使用料及び賃借料、備品購入費） |
|  |
|  |